

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第26回農業委員会総会議事録

令和7年8月28日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	9	平川 智司	委員
	10	山田 裕之	委員

第 26 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 7 年 8 月 28 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町町民センター 1 階第 1 研修室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
 4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
 佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明
 佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
		9	平川 智司
2	十 亀 正	10	山田 裕之
3	青野 誠	11	齊藤 浩明
4	山口 浩之	12	田中 裕二
5	田村 通啓	13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野	15	和泉 茂樹
		16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	青野 英一郎		
8	山越 透		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について
 議 案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 議 案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による
 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 議 案第 4 号 現況証明願について
 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 議長	只今から、第 26 回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 14 名で、総会は成立しております。 議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、9 番平川委員さん、10 番山田委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号 1 土地の所在が中園 188 番 1 外 21 筆、現況地目、畑が 102,853 ㎡、採草放牧地が 70,255 ㎡、合計面積 173,108 ㎡、届出者 武士 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 7 年 5 月 2 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 番号 2 土地の所在が朝日 152 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で、合計面積 33,480 ㎡、届出者栃木県 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 11 月 28 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各委員	——— 異議なし ———
議長	報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
事務局	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、報告します。 番号 1 土地の所在が北 206 番 1 外 5 筆、現況地目、畑が 44,675 ㎡、採草放牧地が 24,596 ㎡で合計面積 69,271 ㎡、契約期間は平成 30 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 28 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 3 月 6 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 2 土地の所在が北 401 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 15,518 ㎡、契約期間は平成 30 年 1 月 31 日から令和 10 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 2 月 25 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

各 議 議 事 務 局	委 員 長	何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ——— 異議なし ——— 報告事項第2号は原案どおり承認いたします。
		次に、議案の審議に入ります。 議案第1号 農地法第2条第1項の農地の該当の有無について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第1号 農地法第2条第1項の農地の該当の有無について 下記の土地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて審議願います。 番号1 土地の所在が富丘16番3外2筆、現況地目が畑で面積7,364㎡、所有者が●●●●さん、令和7年6月4日に現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(1ページ)の土地です。対象地につきましては、町道富丘6線道路と富丘33号道路の交差点沿い、●●●●宅周辺の土地となります。
		現況及び経過について説明いたします。 対象地は、平成14年頃に堆肥舎を建築しました。 農地転用制度の詳細を知らず、違反転用による無許可建設との認識はなかったとのことです。 現所有者には農地法について説明し、違反転用にあたること、今後このようなことがないように、指導を行っています。
各 議 議 事 務 局	委 員 長	以上、違反転用地ではありますが、申し合わせに従い、非農地判断を行い、現況地目を変更することとしてよろしいか、ご協議願います。
		以上です。
		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ——— 異議なし ——— 議案第1号は原案どおり決定いたします
各 議 議 事 務 局	委 員 長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。 番号1 土地の所在が川西4番2外9筆、現況地目、畑が63,387㎡、採草放牧地が20,300㎡、合計面積83,687㎡、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者が世帯員4名、経営状況はトラクター1台、ショベル3台、他作業機3台、乳牛140頭、育成牛60頭を所有、経営面積は、644,914.00㎡です。30年間の使用貸借です。 この案件につきましては、6月4日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(2ページ)です。

		申請地につきましては、佐呂間富丘間道路と富丘 9 線道路沿いのそれぞれの道路沿いの土地と●●●●宅周辺の土地となっています。 以上です。
議 長	事務局長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第 2 号は原案どおり決定いたします
各 委 員 長		
議 長	事務局	議案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できることとします。 番号 1. 2. 3. 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。 利用権の設定等を受ける者が、北 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が北 206 番 1 外 5 筆、現況地目、畑が 44,675 m²、採草放牧地が 24,596 m²で合計面積 69,271 m²です。もう一人が幸町 ●●●●さん。土地の所在が北 401 番 1A 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 14,730 m²です。2 件の土地面積合計が 84,001 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 9 月の公社での指定日から 5 年間、賃貸料は年額 250,000 円、10 ㍻当たり 3,000 円で、●●●●さんの土地は前回、2,900 円。●●●●さんの土地は前回、3,200 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 1 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（3 ページ）の土地です。 赤枠が●●●●さんの土地、黄色枠が●●●●さんの土地です。 申請地につきましては、町道北 28 号道路、北 5 線道路、西富若里基線道路、北 6 線道路沿いの土地となります。 番号 4. 5. 6 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。 利用権の設定等を受ける者が、北 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が西富 205 番 1 外 1 筆、現況地目、畑で合計面積 12,215 m²です。もう一人が朝日 ●●●●さん。土地の所在が北 184 番 3 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 47,265 m²です。2 件の土地面積合計が 59,480 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 9 月の公社での指定日から 5 年間、賃貸料は年額 114,000 円、10 ㍻当たり 1,900 円で、●●●●さん、●●●●さんの土地は初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 1 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（4 ページ）の土地です。

		赤枠は●●●●さんが設定する土地、黄色枠は●●●●さんが設定する土地です。申請地につきましては、町道北 28 号道路、北 6 線道路、西富若里基線道路沿いの土地となります。 番号 7.8 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。 利用権の設定等を受ける者が、東 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 74 番 2 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 8,612 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 25,000 円、10 ㎡当たり 2,900 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 8 月 12 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（5 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道西富若里基線道路沿いの土地となります。 番号 9.10.11 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。 利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、もう一人が富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が知来 ●●●●さん。土地の所在が知来 583 番 10 外 38 筆、現況地目、畑が 183,937 m²、採草放牧地が 53,025 m²で合計面積 236,962 m²です。 ●●●●さんには、土地の所在が知来 583 番 10、現況地目が畑で面積 949 m²、●●●●には土地の所在が知来 364 番 1 外 37 筆、現況地目、畑が 182,988 m²、採草放牧地が 53,025 m²で合計面積 236,013 m²の契約です。 利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 9 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 703,000 円、10 ㎡当たり 3,000 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 2 月 18 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（6 ページ）の土地です。 赤枠は●●●●さんが設定を受ける土地、黄色枠は●●●●が設定を受ける土地です。 申請地につきましては、道道知来東線沿いの土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
委	員	——— 異議なし ———
議	長	議案第 4 号は原案どおり決定いたします
議	長	議案第 4 号 現況証明願について
		このことについて、事務局の説明を求めます。
事	務	議案第 4 号 現況証明願について
局		下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。
		番号 1.
		土地の所在が富武士 96 番 6、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 661 m ² 、所有者 ●●●●さん、願出人 富武士 ●●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。
		この案件については平成 4 年 2 月 24 日付けで農地法第 5 条の転用にて許可済みで

		す。今回登記の変更が必要とのことによる現況証明願となります。 また、8月7日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(7ページ)です。申請地は、道道富富士佐呂間線沿いの土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
		質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各	委	———異議なし———
議	員	
	長	議案第4号は原案どおり決定いたします
議	長	その他
		各委員さんの方から何かありませんか。
各	委	———ありません———
議	員	
	長	なければ第26回農業委員会総会を終ります。

